

# 友岡報告へのコメント

名古屋大学大学院法学研究科

林 秀弥

於：情報通信法学研究会通信法分科会

(令和6年度第2回会合)

# 友岡報告の問題提起

- 革新的技術と個人情報保護の関係性を統合的にとらえるうえで、  
いったい何が求められるべき法的・制度的な在り方であるか？（スライド10頁）
  - 英国における規制のサンドボックス制度の実践例に照らして検討
  - 規制のあり方の思考様式としてのアジャイルガバナンスに注目する。

# 質問①: 規制のサンドボックス制度-日英比較

- 英国: ICOにおけるサンドボックスはUK GDPRとしてのデータ保護法2018の枠組み内で運用。つまり、サンドボックスに参加しているからといって同法上の義務が免除されるわけではないと理解。あくまでコンプライアンスを確保しつつイノベーションを進めるため、ICOが密接にサポートするという位置づけ？

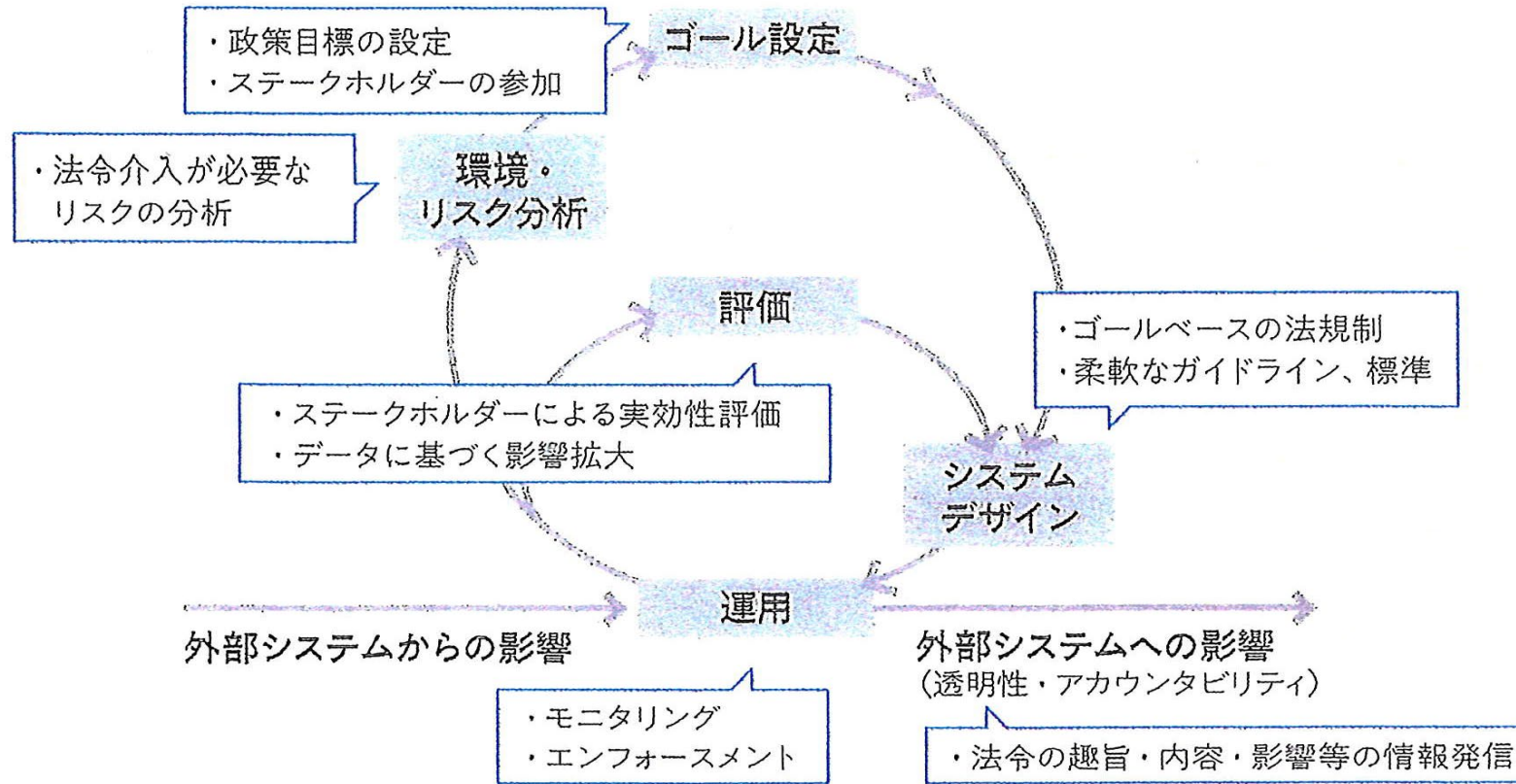
→日本も同じように理解して良いか？(もし差分があれば)

※例(なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証(株式会社カウリス 関西電力))

「関西電力がEデータとの照合結果をカウリスに提供することが、個人情報保護法第23条において制限されている第三者提供に該当するのではないか、というものであった。結論としては、本実証のスキームは金融機関に対して課されている犯収法に規定する取引時確認等のための措置であり、関西電力からカウリスへのEデータとの照合結果の提供は、その措置の一環として行われるものであるため、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。すなわち、個人データの第三者提供が可能となる例外に該当することが確認された」。中原裕彦他編「官民共創のイノベーション-規制のサンドボックスの挑戦-」(RIETI Policy Discussion Paper Series 23-P-021) 11頁

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/23p021.pdf>

# 質問②: アジャイルガバナンス



出典「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/governance\\_model\\_kento/pdf/20210730\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/governance_model_kento/pdf/20210730_1.pdf)

## 質問②: アジャイルガバナンスとレジィティマシー

- デジタル社会において社会の変化が早く、不安定・不確実で、あるべきルールというものを事前に特定できないことから、それをアジャイルガバナンス及びマルチステークホルダー・プロセスという2つのコンセプトで、その両輪で制御していこうという発想(公益の実現過程というのは、国家で独占的に担うのではなく、ますます多元化)

→国家にデジタル社会を実効的に規律する十分なリソース(人・金・情報)がないからマルチステークホルダーに委ねるという話ではない。

- 他方で、インプット・レジィティマシーの議論「有権者が選挙を通じて選んだ国会議員が過半数となって内閣を組織して、上下階層構造にある行政組織の末端まで有権者の意思を行き届かせるとともにその活動を事前に詳細に定められた法律のルールで統制する、極端に言えばこうしたモデルに、公益実現にかかる正統性の根拠を見いだしてきたのが国家中心のガバナンスの議論」(座談会「デジタル社会の実現と法規整」ジュリ1569号55頁(2022年)(巽智彦発言)との関係？

## 質問②: アジャイルガバナンスとレジティマシー

- アジャイルガバナンスの議論は、上述のインプット・レジティマシーの議論よりは、アウトプット・レジティマシー※の議論に重きを置いているのではないか？。
- アジャイル・ガバナンスやマルチステークホルダー・ガバナンスの手法をとることで、市民個々人の効用ないし便益が増大するので、社会厚生上正当化されるという一種の帰結主義的アプローチをとっているようにみえるが、そのあたり、行政法学でどの程度自覚的に議論されているのか？